平成２２年（フ）第８０号
鹿児島県薩摩川内市青山町4117番地２
債務者　菊地美津子
１　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
鹿児島県出水市美原町1197番地１
債務者　稲田　和央
１　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
鹿児島県阿久根市波留2092番地、旧住所鹿児島県阿久根市西目8107番地10
債務者　新塘　勇吉
１　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
鹿児島県阿久根市波留2092番地、旧住所鹿児島県阿久根市西目8107番地10
債務者　新塘トヨ子
１　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4624番地、前住所鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕7136番地33
債務者　井手口　誓
１　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
鹿児島県出水市上鯖渕1368番地１　太田原住宅東４棟103号
債務者　田代　広人
１　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０１５号
仙台市若林区一本杉町25番５―706号
債務者　橋本　美香
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０４号
仙台市泉区館３丁目34番地の６
債務者　相馬真由美
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２３号
仙台市太白区三神峯２丁目15番38号
債務者　砂川　伸一
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４５号
宮城県名取市飯野坂６丁目２番５号
債務者　相原美由紀
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅２Ｂ14棟87
債務者　赤間　　正
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅２Ｂ14棟87
債務者　赤間　孝子
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７５号
仙台市青葉区米ケ袋１丁目４番45号　片平ビューティービル401
債務者　村上　　仁
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８２号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番711号
債務者　阿部サト子
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８３号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目34番７号
債務者　前田　貴理
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８７号
仙台市泉区松陵２丁目35番地の６
債務者　鈴木　英実
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３０号
仙台市太白区袋原１丁目22番６号
債務者　和泉　洋子
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
宮城県気仙沼市松崎高谷143番地１　畠昭ハイツ８号
債務者　三浦　孝市
１　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部